

# 社会福祉法人桜木会 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日までの3年間

## 2. 目 標

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率を80%以上にする

## 3. 対 策

- 令和2年4月～ 子を出産した配偶者を持つ男性職員に対し、育児休業取得についての説明を行い、育児休業取得を促進する
- 令和2年9月～ 育児休業の取得促進のため、管理者や育児休業取得希望者に対して外部講師による研修を実施